

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、<u>災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進</u>、 立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

く災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等(自己居住用 を除く)に加え、自己の業務用施設(店舗、病 院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等)の開発 を原則禁止

<浸水ハザードエリア等>

-市街化調整区域における住宅等の開発許 可を厳格化(安全上及び避難上の対策を許可の) 条件とする)

(開発許可の対象とならない小規模な 住宅等の開発に対する勧告・公表)

-災害レッドゾーン内での住宅等の開発※につい て勧告に従わない場合は公表できることとする ※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可

の対象とからかいたの

の対象にならないしの		
区域		対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を 原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域	開発許可の 厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- •土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域 · 急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化

(防災を主流化)

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害 レッドゾーンを原則除外
- -立地適正化計画の居住誘導区域内で行う 防災対策・安全確保策を定める「防災指 針の作成

避難路、防災公園等の避難地、 避難施設等の整備、 警戒避難体制の確保等

【都市再牛特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画

市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に 関する具体的な計画を作成し、手続きの代行 等

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充 (防災集団移転促進事業の要件緩和

(10戸→5戸 等))

【都市再生特別措置法】

市街化調整区域

市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

浸水八ザードエリア等



現行(都市計画法第33条第1項第8号)

- 自己以外の居住の用に供する住宅 (分譲住宅、賃貸住宅等)
- 自己以外の業務の用に供する施設 (貸オフィス、貸ビル、貸店舗(ショッピングモールを含む)、 貸倉庫(レンタルボックスを含む)、その他賃貸用の業務用 施設 等)

- 災害危険区域(出水等)
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

を原則含まないこと



の開発は

の開発は

規制対象に自己業務用施設を追加

見直し

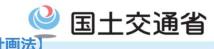
- 自己以外の居住の用に供する住宅 (分譲住宅、賃貸住宅等)
- 自己以外の業務の用に供する施設 (貸オフィス、貸ビル、貸店舗(ショッピングモールを含む)、 貸倉庫(レンタルボックスを含む)、その他賃貸用の業務用 施設 等)
- 自己の業務の用に供する施設 (自社オフィス、自社ビル、自社店舗(スーパー、コンビニを含 む)、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫等)

レッドゾーン

- 災害危険区域 (出水等)
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

を原則含まないこと

市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化(都市計画法)



現行(都市計画法第34条第11号、12号)

- 市街化を抑制すべき市街化調整区域であっても、市街地の隣接、近接する等の区域のうち、地方公共団体が条例 (いわゆる11号条例、12号条例)で区域等を指定すれば、市街化区域と同様に開発が可能。
- 条例での区域の指定に当たっては、政令(都計法施行令第29条の8、29条の9)において、原則として 「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」等を指定区域から除外するよう定められているが、除外が徹底されていない場合もある。



11号条例、12号条例の区域から、 災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリアの除外を徹底

見直し

<法改正>

 11号条例及び12号条例の区域指定について、災害の防止が図られるよう政令で基準を設定することを法律(都計 法第34条第11号、12号)で明記。

<政省令等改正>

11号条例及び12号条例の区域から

レッドゾーン

- 災害危険区域(出水等)
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

と 浸水ハザードエリア※等を除外。

※水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア

・ 浸水ハザードエリア等 における開発については、安全上及び避難上の対策が講じられるものに限り許可

市街化調整区域の開発許可の厳格化に係る政省令改正



11号条例及び12号条例の区域の指定の基準

11号条例及び12号条例の区域から、原則として、以下の区域を除外する。

- ① 災害危険区域
- ② 地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害警戒区域(土砂イエローゾーン)、 土砂災害特別警戒区域(土砂レッドゾーン)
- ⑤ 浸水想定区域のうち、洪水が発生した場合に、建物の倒壊、浸水により、住民等の人命等に危害が生じるそれがある区域(浸水ハザードエリア)
- ⑥ ①~⑤に掲げる土地の区域のほか、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生の おそれのある土地の区域
- ⑦ 政令第8条第1項第2号ハ及びニに掲げる土地の区域(農用地等)【変更なし】